

# 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄現場の 原状回復に係る企画提案募集について

## 1 企画提案募集の背景

田子町は平成15年8月に不法投棄現場において廃棄物の処理施設を建設しその全量を処理する提案を青森県に行いましたが、青森県自らが施設を整備しての処理を行う考えはなくその実現は困難である状況のため、平成16年2月に、廃棄物及び汚染土壌を安全なレベルで前処理・中間処理を行う施設を現地に整備した上で減容・減量化し、その全量を搬出撤去処理する手法でもって全量撤去の実現を図る「廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を実現するための手法についての田子町の考え方」をとりまとめ、平成16年2月12日に青森県に提出しました。これらについては、平成18年度までに行われる青森県の汚染拡散防止対策の実施中に田子町として可能性の検討を行い、平成19年度から本格的な廃棄物等の撤去・処理が実行される時点において実現に向かえるか取り組んでおります。

これらの詳細は、田子町の産廃不法投棄に関するホームページ (<http://www.takkonokoe.jp/>) から「田子町の考え方とこれまでの取り組み」 (<http://www.takkonokoe.jp/news/002/index.html>) を参照下さい。

## 2 企画提案の目的

青森県は基本的に不法投棄された廃棄物及び汚染土壌を全量撤去した上で焼却・焼成・溶融などの熱処理によって自区内の既存処理施設で適切に処理するとしていますが、全国的に類を見ない本事案の処理については、田子町としてはその事業主体とはなり得ずも行政が協働等する中で、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に定められた期間内に全量撤去による原状回復とその後の環境再生に向け、地域振興及び生活環境保全の観点を加味した技術的及び経済効率上適切な方策を提案していただき、田子町としての検討を加味した上で青森県に提示・提案し、その実現に向かえるかの検討をすることを目的としています。

これらに関連する地元新聞報道もご参照下さい（平成16年8月27日付け）。

## 3 企画提案の募集

### (1) 募集概要

これまで当町には、廃棄物の処理等について各社からの提案等が寄せられておりました。しかしながらこれらの提案等は必ずしも現場の状況や田子町の考え方とは整合するものとはなっておらず、町として比較検討を行える内容となっていないものであることから、今回あらためて、上記「田子町の考え方」を参考に、これに即応した提案ないしは貴社独自の提案をして頂くべく田子町として募集・要請の案内をすることとしました。なお、募集については田子町のホームページでも公開し、広く一般公募の考え方で要請をするものです。

### (2) 募集後の展開（想定・予定）

- ① 募集後、実現可能かつ田子町において理解の得られる見込みのある企画提案を第三者の専門家による書類審査で複数社に絞り込み選定（平成16年10月中下旬）

- ② 選定された会社とのヒアリング等により企画提案を修正し再提出要請
- ③ 第三者専門家の提言により、最適案特定の方法を選択決定
- ④ ③により最適案を特定し行政で決定
- ⑤ 特定された企画提案を元に、田子町としての実現の可能性を検討・議論をした上で理解の得られる場合は田子町がその案を青森県等に提示・提案
- ⑥ その後田子町と青森県等との調整（許認可等にかかるもの）等により提案者が事業実施可能と判断した場合は事業実施へ

#### 4 企画提案の概要

- (1) 企画提案で求める内容（順不同で例示）－提案書の様式は任意、ボリュームには制限を設けません（要約版も提出してください）
  - ① 企画提案者の会社概要（関連・提携会社、事業共同会社も含む）  
ホームページURL、設立年月日、会社沿革、資本金、役員名簿、社員数、認可登録、事業内容、廃棄物処理に関する近年の事業実績、連絡担当者部局・氏名・所在地・電話及びFAX番号・電子メールアドレス、その他必要な事項
  - ② 全体計画に関する事項、事業化に当たっての年次構想  
(平成16～18年度、平成19～24年度、平成25年度以降の3段階)
  - ③ 事業実施主体、事業形態（技術提携、共同企業体、その他新会社設立等を含む）
  - ④ 提案する廃棄物処理方法の種類と特徴等（分別や中間処理等も含む）
  - ⑤ 想定する廃棄物処理量（その場合にその残量（67万立方メートルから差し引いた残）はどこでどのように処理処分するかの案もご提示下さい。）
  - ⑥ 施設建設に伴う必要な許認可、その他想定されるプロセス
  - ⑦ 環境アセスメントの考え方
  - ⑧ 青森県内の想定される処理業社の動向等、交通・運搬に関する問題点などの事項
  - ⑨ 全量撤去（処分先は青森市と八戸市）の場合の環境への影響（負荷量）と、現地での一部処理の場合での環境への影響（負荷量）の比較
  - ⑩ 掘削、選別、一部仮置き等に関する事項
  - ⑪ 処理物の安全性の確認方法、住民の安全性への納得・周知方法
  - ⑫ 熱処理等の場合の排ガスによる環境負荷量とその対処方法
  - ⑬ 処理後の最終処分場等の想定箇所、再資源化方法とその確保先、環境再生を視野にした現場での処理後の再利用方法
  - ⑭ 現状回復後（平成25年度以降）の施設利用方法と田子町から発生する廃棄物の処理との関わり
  - ⑮ 施設の建設費用、必要なインフラ施設その他の建設費用とランニングコスト及びメンテナンスコスト（併せて施設の取り壊し・撤去費用とその経費の担保措置も試算・提示下さい）
  - ⑯ 処理後の最終処分等に関わる運搬及び処分に要する経費
  - ⑰ 処理施設等に必要な土地の条件等や想定箇所及び敷地面積
  - ⑱ ⑤⑯⑰の試算による1トン当たりの処理料金（平成24年度まで及び25年度以降それぞれ採算ベースでの仮定の処理委託料金）
  - ⑲ 安全性等試験研究開発結果、技術提携機関・会社、共同企業体
  - ⑳ 田子町の地域振興への寄与（経済効果試算、雇用や利益還元、環境再生に対する取り

組み等)

その他各社で提案に必要とされるもの

(2) 処理すべき不法投棄廃棄物等の現状

特措法による実施計画書を含め、青森県及び田子町のホームページを参照下さい。

(3) 試験・研究的処理

企画提案に当たって現地の廃棄物を試験的等に処理されたい社については、早急にお申し出下さい。青森県と調整の上その方法等について相談致します。

(サンプル提供など)

(4) その他

廃棄物の種類等によっては、企画提案される自社のみでは全体の事業実施主体となれない場合は、他の社と提携・共同提案等による企画提案も考慮下さい。

## 5 事業展開に対する田子町の関わり方

- (1) 原状回復に当たっての廃棄物の処理は、青森県の行政代執行によるもので、処分の委託者は青森県です。
- (2) 田子町の現状の財政規模及び状況からは、行政として施設建設費などの負担、処分実施事業体への多額の出資、債務保証等及びその他の経費負担は困難な状況です。このため、田子町の処理事業に対する関わりについては、民間主導の事業実施主体の中で原状回復後の施設利用方法等を総合的に検討し判断していきます。  
(青森県や田子町の施設整備に対する行政負担はできないことが前提です。)
- (3) その他の上位団体への許認可に係わる事項等については可能な限り町行政が協力して便宜を供与します。

## 6 参加表明・企画提案提出に関する事項

- (1) 参加表明は平成16年9月17日(金)までに任意様式または電子メールで提出下さい。
- (2) 企画提案書等は平成16年10月1日(金)までに提出下さい。
- (3) 提出に当たっての質疑事項は、原則として電子メールで受付、受付確認後約3日以内に回答します。

(4) 提出・問い合わせ先

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81

田子町役場民生課産廃不法投棄対策室

担当者：中澤一郎

電子メール：[takko-sanpai@town.takko.aomori.jp](mailto:takko-sanpai@town.takko.aomori.jp)

(5) 企画提案の提出部数

企画提案書及びその要約版4部(複製作成簡略化のため全てA4版片面としてください)

(6) 企画提案書の提出者の取扱

- ① 企画提案提出やヒアリング等に伴う一切の経費については、田子町では負担しません。
- ② 3-(2)-①の選定結果については、結果のみを企画提案会社に電子メールでお知らせします。(選定後の10月中下旬以降)
- ③ 提出された企画提案書は返却しません。